

3R+（ふらす）コーディネート推進事業業務委託仕様書

本仕様書は、山口県が、産業廃棄物等の資源循環の推進に向けて募集する県内事業者の資源循環推進に向けたサポート事業において、事業者からの相談への対応を主としたコーディネーター業務「(以下、業務 という。)を委託するにあたり、必要な仕様を定める。

1 業務名

3R+（ふらす）コーディネート推進事業業務

2 業務の目的

資源循環に係る課題を有する県内企業へ、専門家の「3R+（ふらす）コーディネーター」を含む支援チームを派遣し、アドバイスや動静脈企業とのマッチングにより、廃棄物の発生抑制、資源循環・脱炭素化の促進を図る。

3 実施場所

山口県内

4 業務に係る見積上限額

見積上限額 14,738千円（消費税及び地方消費税を含む。）

※当該見積額は、企画提案のために示した金額であり、契約金額ではない。

5 委託期間

契約締結の日から令和9年3月31日まで

6 業務の内容

「2.業務の目的」を踏まえ、専門的な知見に基づいて事業者を支援するため、受託者は以下の取組を実施する。

(1) 事業者からの相談への対応

- ①対応件数は年間20社とし、1社当たり5回程度対応する。
- ②「2.業務の目的」の実現に向けた施策の立案、実施方法に対する助言
- ③上記施策の立案、実施にあたり、参考となる導入事例や情報の提供、想定されるリスクの洗い出し
- ④その他、事業者が必要とする事項（再資源化診断、計画（循環図）作成）への支援等
- ⑤事業者からのメール・電話・WEBでの相談にも対応する。

(2) 現地訪問における対応

①以下については、現地に訪問して対応することとする。

- ・事業者の事業所等に対する実態把握を目的とした視察への同行、立会い等（県の要請に基づき同行、立会いを実施）
- ・その他、資源循環の推進を目的に、県が要請するもの

②現地における対応については、①を除き委託期間中、月1回程度とする。

(3) 県が指定する会議（事業説明会、成果報告会を含む）への参加

①「2. 業務の目的」の実現に向けて具体的協議等を行う会議へ参加する。

②受託者の会議への参加方法は、開催の都度、県と協議して決定する。

(4) 支援チームへの参画

受託者は、県が設置する支援チームに参画し、協働して事業者を支援する。

(5) 成果報告会

支援を実施した事業者が成果を報告する会議を実施すること。

(6) 報告書

①業務終了後、受託者から県へ実績報告書を提出すること。

②実績報告書の内容及び提出方法等については、県の指示に従うこと。

7 業務の実施体制

(1) 受託者は、本県または他の自治体において、産業廃棄物等の資源循環を自ら立案し、実行を支援した実績を有すること。

(2) 受託者は、円滑な業務運営のため、業務を統括する責任者を配置すること。

(3) 受託者は、次に掲げるいずれかの経験又は知識を有する者2名をコーディネーターとして選任すること。

①環境分野（環境負荷低減、リユース、リサイクル等）に関する実務経験若しくはコンサルタントの経験又は知識を有する者

②設計や生産工程管理に関する企業での実務経験若しくはコンサルタントの経験又は知識を有する者

③事業者間の連携や取引に関する企業での実務経験若しくはコンサルタントの経験又は知識を有する者

(4) 受託者は、業務遂行における体制を明確にし、作業に従事する者（責任者を含む）の氏名およびその連絡先を明記した体制図を契約締結時に提出すること。

8 再委託

(1) 受託者は、業務の全部または主たる業務の一部を第三者へ委託してはならない。但し、あらかじめ書面により本県と協議し、承認を得た場合はこの

限りでない。

- (2) (1) により本県が承認した場合には、承認を得た第三者も受託者としての義務を負うものとし、受託者は、当該第三者にこの義務を遵守させるために必要な措置を取らなければならない。
- (3) (1) により本県が承認した場合であっても、受託者は、本県に対し、承認を得た第三者の行為について、全責任を負うものとする。

9 機密保持

- (1) 受託者は、業務の実施にあたり知り得た情報を、事前に承認を得ることなく第三者へ漏らし、または不当な目的で利用してはならない。契約終了後も同様とする。
- (2) 受託者は、本県から提供された資料等（以下、本資料等 という。）を厳重に取り扱うものとし、業務の目的以外のために利用し、または第三者に提供してはならない。
- (3) 受託者は、資料等を業務の目的以外のために複写および加工してはならない。
- (4) 業務の実施にあたり知り得た情報を取り扱う責任者および従事者は、秘密保持を誓約しなければならない。

10 その他注意事項

- (1) 受託者は、業務の実施において本県と適宜協議を行い、業務の円滑な運営に努めること。
- (2) 業務の実施に要する費用は、全て受託者の負担とすること。
- (3) 受託者は、業務を履行する上で個人情報を取り扱う場合は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）を遵守するとともに、山口県個人情報保護条例に準拠した取扱いを行うものとする。
- (4) 本仕様書に定めのない事項または業務の実施に関し疑義が生じた事項については、本県と受託者が協議のうえ解決するものとする。
- (5) 受託者は業務実施過程で発生した障害や事故については、大小に関わらず県に報告し指示を仰ぐとともに、早急に対応を行うものとする。